

一、交渉状況及解決條件

爭議圓則ハ其後深川區石島町一三六火買金兵衛方ニ階ラアジトトシ日本出版新聞社ト連絡ヲ執リ策動中ナリシカ六月二十五日電話ニテ出張所主任ニ會員申込ヲ為シ今日迄六時深川區接江裏町某喫茶店ニテ爭議圓則野田肇外三名ト主任ニ會員シ

A. 爭議圓則ヨリ

(1) 爭議参加従業員五名中(七名ナリシカ)二名ハ脱退(三名ヲ復職セシムルコト)

(2) 二名、解雇者ニ對シ解雇手當トシテ六十二円(三十一日宛)ヲ支給スルコト

(3) 爭議中給料トシテ七十八円ヲ支給スルコト

(4) 爭議費用五十円ヲ支給スルコト
以上條件ヲ要求セルハ主任側ニ於テハ全員解雇ヲ主張セル者ニ對シ二十六日再會ヲ為シ被割シ

(B) 前同ヨリ二十六日迄六時ヨリ本所區横川町ニシテ東京日

日江東出張所ニ於テ再會折衝、上左記條件ニテ解決セリ

解決條件

(1) 罷業者中三名ハ復職セシムルコト

(2) 復職者ノ給料ハ二十七日(従来ハ三十一日)トスルコト

(3) 集金歩合ハ六歩ヲ支給スルコト(従来ハ三歩)

(4) 折上料ハ全額支給スルコト(従来ハ半額)

(5) 不當解雇ヲ為サレコト

(6) 勤務特別以外ノ行動ハ自由ナルコト

(7) 中貸ヲ為スコト(給料日前ニ於ケレ給料ノ前貸)

(8) 食事ハ自由ニスルコト(従来ハ出張所ノ所)

(9) 罷業者全員ニ對シ六月分ノ給料トシテ迄百五日ヲ支給スルコト

(10) 解雇者ニ對シ帰國旅費トシテ金四十五円ヲ支給スルコト